

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課におい
て閲覧できます。

平成二十一年十一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年五月十三日第八二一〇二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年十一月十日建第七二六七号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市曾我町三九番地ノ一、三九番地ノ二、三九番地ノ七、四一番地ノ一、四一番
地ノ四、四一番地ノ五、四二番地ノ一、四三番地ノ一、四三番地ノ五及び四四番地ノ

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市浪速区幸町一丁目二番地ノ一六

アライ興産株式会社 代表取締役 新井茂範